

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		市営住宅の住宅以外の用途使用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市営住宅条例第19条第3項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市営住宅条例第19条第3項 栃木市営住宅条例施行規則第14条第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 2月25日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営住宅条例抜粋 (入居者の保管義務等)</p> <p>第19条</p> <p>3 入居者は、市営住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。</p> <p>市営住宅条例施行規則抜粋 (一部用途変更等)</p> <p>第14条</p> <p>2 条例第19条第3項に規定する一部用途変更の承認は、住宅団地の管理又は入居者の福利上特に必要と認められるもので、近隣の妨害となるおそれのない場合又は住宅等を汚損するおそれのない場合に限るものとする。</p>	